

## 国保税の軽減

### ① 世帯の所得に応じた軽減措置 ※申請不要

世帯主と国保加入者の前年中の総所得金額が基準を下回る場合は、均等割額と平等割額が7割、5割または2割軽減されます。軽減率は前年の所得状況によって判定しますので、所得申告をしていない方がいる場合は、軽減の判定を行うことができません（判定基準の詳細は、納税通知書「国民健康保険税について」のページまたは市ホームページをご覧ください）。

### ② 小学校入学前の子ども（以下、未就学児）の属する世帯への軽減措置 ※申請不要

国保に加入している未就学児に係る均等割が5割軽減されます。なお、①の軽減措置が適用される世帯の未就学児は、軽減後の均等割が5割軽減されます。

※上記の軽減が該当する場合は、納税通知書に軽減額が記載されています。

以下については、申請が必要です

#### ▶ 解雇や倒産などで離職された方について

倒産・解雇・雇止めなどで離職（非自発的失業）した65歳未満の方は、最長で2年間、国保税の算定および軽減判定において、前年の給与所得に100分の30を乗して計算します。軽減を受けるためには申請が必要です。市民課国保年金班にご相談ください。

#### ▶ 国保税や医療費の一部負担金の減免について

天災や収入の減少などにより国保税の納付が困難な方は、申請により減免を受けられる場合があります。減免の申請期限は、各納期限日の7日前です（今年度の第1期分の申請期限は7月24日(木)）。また、経済的な事情で医療費を支払うことが困難になった場合は、市民課国保年金班にご相談ください。

「納税通知書の見方」や「よくある質問」などは、納税通知書に同封しているチラシをご覧ください。



- 問 国保税の課税に関すること……………税務課市民税班 (☎ 55-8094)
- 国保税の納付・納税相談に関すること……………税務課納税班 (☎ 73-2118)
- 国保の資格・給付に関すること……………市民課国保年金班 (☎ 55-8164)

令和7年度の国民健康保険税(以下、国保税)の納税通知書は7月中旬に世帯主宛てに送付します。

## info 14 国民健康保険税制度

## 国保税について

国民健康保険（以下、国保）に加入している皆さんがケガや病気をしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの費用は、納められた国保税と国・県の負担などで賄われています。

国保税は国保の運営を支える大切な財源の一つで、公平に負担するように決められており、世帯単位に年度ごとの税額を計算し、納税義務者である各世帯の世帯主に納めていただきます。

国保税は、医療給付費分（医療分）・後期高齢者支援金分（支援分）・介護納付金分（介護分）の3つに分類され、それぞれ、所得割・均等割・平等割の3つの方式で算定しています。

なお、今年度は法改正により、課税限度額（上限額）が引き上がりました。

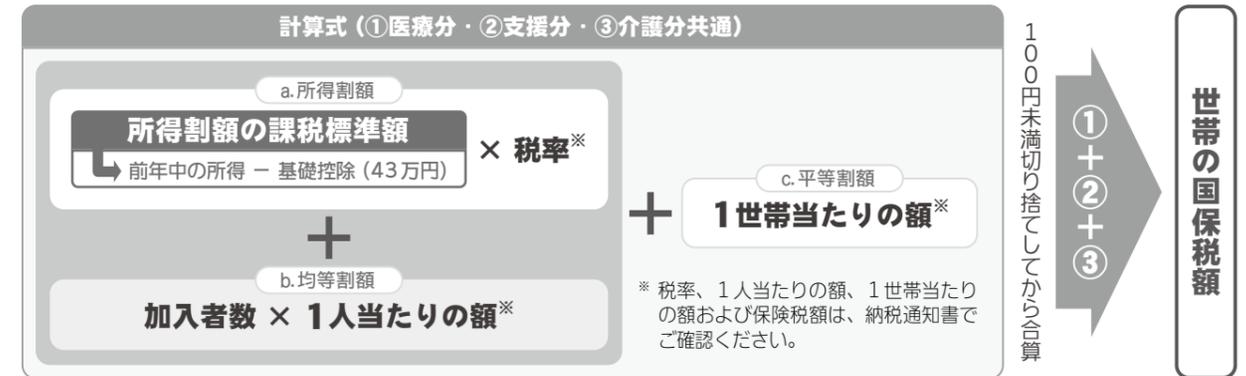


国保税の構成と令和7年度課税限度額

区分	課税限度額
① 医療分 (0歳～74歳) a. 所得割 b. 均等割 c. 平等割	66万円 (前年度 65万円)
② 支援分 (0歳～74歳) a. 所得割 b. 均等割 c. 平等割	26万円 (前年度 24万円)
③ 介護分 (40歳～64歳) a. 所得割 b. 均等割 c. 平等割	17万円 (前年度 17万円)
合計	109万円 (前年度 106万円)

- ① 医療分…国保加入者の医療費を支えるために納める分
- ② 支援分…後期高齢者医療制度を支えるために納める分
- ③ 介護分…国保加入者に係る介護保険料

### ◆ 国保税の計算方法



### 特別徴収(年金天引き)世帯の世帯主が年度内に75歳になる場合

世帯主が後期高齢者医療制度に移行するため、国保税の特別徴収(年金天引き)は行わず、全額を普通徴収(口座振替または納付書払い)で納付していただきます。

## info 15 情報公開などの実施状況

令和6年度の情報公開などの実施状況をお知らせします。

### I. 情報公開条例に基づく情報公開などの実施状況

処理件数	245件
公開決定	131件
部分公開決定	109件
非公開決定(うち不存在)	5件(5件)
公開請求存否応答拒否決定	0件
取下げ件数	4件
不服申立件数	0件

### II. 個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の開示などの実施状況

処理件数	14件
開示決定	1件
部分開示決定	7件
非開示決定(うち不存在)	6件(6件)
不服申立件数	0件
訂正請求件数	0件
利用停止請求件数	0件

問 総務課総務法制班 (☎ 73-2112)